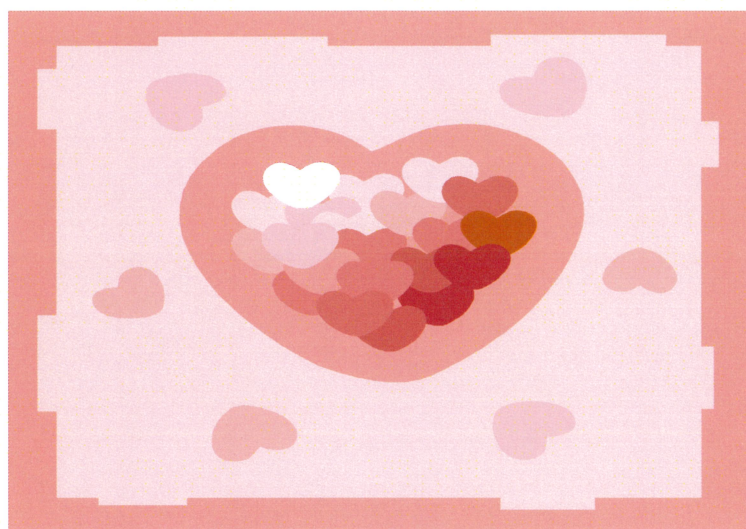


# 利用案内



介護老人保健施設

## はとがみね

山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

電話 0820-58-1111

FAX 0820-58-1120

【2024年 4月1日 改訂】

## ○介護老人保健施設とは

病状が安定し、入院治療の必要がない方に必要な看護、介護、リハビリテーション等のサービスを提供し、在宅復帰を支援する施設です。

## ○ご利用条件

要介護度1以上の認定を受けておられ、認知症度がⅢa以上に該当される方がご利用できます。

## ○入所までの流れ

### 1) お問い合わせ

↓ 担当支援相談員までお問い合わせください。

### 2) 施設案内・見学

↓ ・事前にご連絡ください。  
・施設をご案内させていただき、施設概要を説明させていただきます。

### 3) お申し込み

↓ 施設入所申込書と診療情報提供書をご提出いただき申込受付とします。

### 4) 面接

↓ 入所を希望される方の心身状態、日常生活の情報等を介護支援専門員・支援相談員がお尋ねします。

### 5) 判定

↓ ご提出書類・面接の情報をもとに、当施設をご利用いただけるか入所判定会議を行います。その後担当者が検討結果をご連絡します。

### 6) 入所・待機

・空部屋がある場合は、入所契約を交わして入所日をご相談します。  
・空部屋がない場合は、待機者としてお待ちいただきます。

## ○どのような施設サービスが受けられるか

当施設では医師、看護師、介護士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員、支援相談員など様々な職種により、利用者様が1日でも早い在宅復帰ができるようサービスを提供しております。自立支援を基本とし、施設サービス計画書に基づいて日常生活全般のお世話をさせていただきます。食事や排泄、入浴や移動の援助など、少しでもその方らしい生活が送れるように支援いたします。具体的な内容は以下の通りです。

### 施設サービス計画の立案

多職種の職員によって作成します。計画内容をご説明の上、同意をいただくため、ご家族に来所していただきます。

## 食 事

個々の栄養マネジメントに基づき、お食事を提供します。栄養マネジメントはご説明の上同意をいただきます。

## 入 浴

入浴は週2回のご利用になります。ただし、身体状況によっては清拭となる場合があります。

## リハビリテーション

医師とリハビリスタッフによりその方に応じたリハビリテーションを計画し、実施しております。

## レクリエーション

季節に応じた行事やボランティアによる歌や踊りなどで、入所生活が楽しく過ごせるよう支援しております。

## 相談援助サービス

常勤の支援相談員がおりますので、些細なことでもお気軽にご相談ください。

## 行政手続代行

ご家族からのお申出があれば、要介護認定の更新申請代行を行います。

## その他

寝たきり防止のため、離床に配慮したケアを行います。

### ○1日の流れ

時 間	内 容
6：00	起床
7：30	朝食、口腔ケア
9：00	排泄ケア
10：00	入浴 集団リハビリ・個別リハビリ
11：30	昼食、口腔ケア
13：00	集団体操、レクリエーション、おやつ
15：00	排泄ケア
18：00	夕食、口腔ケア
20：00	排泄ケア、就寝準備
21：00	就寝

## ○入所時にご用意いただく物

- 介護保険被保険者証                      介護保険負担割合証
- 介護保険標準負担額減額認定証（ある方のみ）
- 医療保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証（75才以上の方）
- 福祉医療受給者証（ある方のみ）                      原爆手帳（ある方のみ）
- 印鑑（認印でよい） 本人様用、ご家族様用、保証人用
- タオル 5枚    バスタオル 大判3枚
- 下着 シャツ5枚・パンツ5枚                      靴下 5足
- 普段着（ポロシャツ・Tシャツ・トレーナー等）5枚程度
- ズボン（ジャージ・スエット系のウエストがゴムのもの）5枚程度
- パジャマ 5組    靴（履きやすいもの：運動靴・介護靴等）1足
- スリッパ（滑りにくいもの）1足
- コップ（プラスチック製）2個    箸
- 歯ブラシ    義歯ケース（義歯を使用されている方）
- 電気ひげそり（男性）
- 内服薬    おくすり手帳（お持ちの方）    目薬（ある人）
- その他生活に必要な物

- ・上記持ち物以外にも持ち込み希望がございましたら職員へご相談ください。
- ・季節に合わせて、ご家族様で衣替えをお願いします。
- \*寝具は施設にて用意しておりますのでご持参の必要はありません。
- \*置く場所には限りがありますので必要最低限の荷物にしてください。
- \*ご持参品には必ずお名前の記入をお願いいたします。
- \*貴重品はご持参にならないようお願いいたします。

## ○留意事項

### 1. 面会

面会にお越しの際は、サービスステーションにお立寄りになり面会簿の記入をお願いいたします。

- \*面会時に、食べ物・見舞金の持ち込みはご遠慮ください。
- \*面会時間は朝10時から夜8時までとなっております。

### 2. 外出・外泊

管理者（医師）の許可が必要となりますので、事前に職員へお申出ください。

### 3. 飲酒・喫煙

施設内は禁煙です。また、飲酒も禁止しております。

### 4. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。

### 5. お支払い

毎月10日頃に、前月利用料合計額の請求書をご自宅に発送させていただきます。お支払い方法は、現金でのお支払い、指定銀行口座（山口銀行・西京銀行）への振込みの2方法があります。入所契約時にお選びください。

### 6. 個人情報の保護の取り扱いについて

当施設では、利用者様に安心してサービスを受けていただく為に、安全なサービスを提供するとともに、個人情報保護に基づいて個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでおります。

## 7. その他

- ・諸事情により居室の移動をお願いすることがございますので、ご了承ください。
- ・入所生活を送られる上での規則、注意事項などを入所時に担当スタッフより詳しくご説明させていただきます。

### ○入所中に起こりうる危険性について

当施設では、利用者様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めております。しかし、どうしても避けられない事故が起こることも事実です。職員一同、事故防止に向けて全力で取り組んでおりますが、以下の内容をご理解ください。

#### ・誤嚥

加齢や認知症の症状により水分や食物を飲み込む力が低下します。水分でむせたり、食べ物をきちんと飲み込めず、のどの奥、気管に入ってしまう可能性があります。

#### ・転倒、骨折

筋力の低下とともに、骨ももろくなり、歩行時等で足がふらつき転倒すると、強い衝撃でなくても骨折する可能性があります。

#### ・疾患による急変

施設入所時は、安定した病状で入所されますが、入所中に疾患の再発は起こります。職員が十分な観察を行い、早期発見できるよう努力いたしますが、高齢になりますと症状が明確に現れず発見しにくいことも事実です。

上記のような事態が生じた場合、施設医師による処置、医療機関への搬送等適切な対応をとります。急を要する場合がございますので、ご家族へのご連絡は事後になる可能性があります。

# 介護老人保健施設 はとがみね「利用料金表」

(令和6年4月1日現在)

\*認定結果とサービス利用状況によって負担額が変わります\*

## 介護老人保健施設サービス

☆基本料金 [1日あたりの自己負担]

	1割負担		2割負担		3割負担	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	703円/日	777円/日	1,406円/日	1,554円/日	2,109円/日	2,331円/日
要介護2	748円/日	826円/日	1,496円/日	1,652円/日	2,244円/日	2,478円/日
要介護3	812円/日	889円/日	1,624円/日	1,778円/日	2,436円/日	2,667円/日
要介護4	865円/日	941円/日	1,730円/日	1,882円/日	2,595円/日	2,823円/日
要介護5	913円/日	991円/日	1,826円/日	1,982円/日	2,739円/日	2,973円/日

☆個別介護サービス料金 [1日又は1月又は1回あたりの自己負担金]

加算の種類	1割負担	2割負担	3割負担
夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日
認知症ケア加算	76円/日	152円/日	228円/日
初期加算(Ⅱ)※入院～30日以内	30円/日	60円/日	90円/日
療養食加算(治療食提供者のみ・1日3回を限度)	8円/食	16円/日	24円/日
栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
外泊時費用(6日を限度)	362円/日	724円/日	1,086円/日
緊急時治療管理	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
特定治療費	老人医科診療報酬 点数表の点数×10 円		
ターミナルケア加算(死亡日31日～45日以下)	72円/日	144円/日	216円/日
ターミナルケア加算(死亡日4日～30日以内)	160円/日	320円/日	480円/日
ターミナルケア加算(2日～3日)	910円/日	1,820円/日	2,730円/日
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900円/日	3,800円/日	5,700円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日

## 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

### ☆基本料金 [1日あたりの自己負担]

	1割負担		2割負担		3割負担	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	566円/日	601円/日	1,132円/日	1,202円/日	1,698円/日	1,803円/日
要支援2	711円/日	758円/日	1,422円/日	1,516円/日	2,133円/日	2,274円/日
要介護1	738円/日	813円/日	1,476円/日	1,626円/日	2,214円/日	2,439円/日
要介護2	784円/日	863円/日	1,568円/日	1,726円/日	2,352円/日	2,589円/日
要介護3	848円/日	925円/日	1,696円/日	1,850円/日	2,544円/日	2,775円/日
要介護4	901円/日	977円/日	1,802円/日	1,954円/日	2,703円/日	2,931円/日
要介護5	953円/日	1,031円/日	1,906円/日	2,062円/日	2,859円/日	3,093円/日

### ☆個別介護サービス料金 [1日又は1月又は1回あたりの自己負担金]

加算の種類	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算(短期)	184円/日	368円/日	552円/日
送迎加算(予防短期)	134円/日	268円/日	402円/日
夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日
認知症ケア加算	76円/日	152円/日	228円/日
療養食加算(治療食提供者のみ・1日3回を限度)	8円/食	16円/日	24円/日
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
緊急時治療管理	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
特定治療費	老人医科診療報酬 点数表の点数×10 円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日

### ☆その他の料金

- 食費** 1日あたり 1,445円  
 ただし、食事について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載のある食費の負担限度額とします。(別添資料を参照してください。)
- 居住費**
  - 従来型個室 1日あたり 1,668円
  - 多床室 1日あたり 377円
 ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある居住費の負担限度額とします。(別添資料を参照してください。)
- 理美容代** 2,200円(税込)

#### 4. その他

##### ・洗濯料金

個別 料金	タオル	44円	トレーナー	242円	月 極 料金	9,350円
	バスタオル	88円	エプロン	44円		
	下着	121円	パジャマ	242円		
	ズボン	242円	スカート	242円		
	靴下	44円	靴	242円		

\*洗濯の利用を希望される方は、入所契約時に利用方法をお選びください。

- ・おやつ代 204円 / 日
- ・日用生活費 実費
- ・健康管理費 実費



《別紙資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」  
に該当する利用者等の負担額

○利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保険施設が判断・決定する事はできません。また、「認定証」の提示がないといった「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）

○利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

[利用者負担第1段階]

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢年金を受けておられる方

[利用者負担第2段階]

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

[利用者負担第3段階]

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、上記第2段階以外の方

○利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用負担になります。

○その他詳細については、市町村窓口までおたずね下さい。

負担額一覧表（1日あたりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	490円	0円
利用者負担第2段階	390円	490円	370円
利用者負担第3段階①	650円	1,310円	370円
利用者負担第3段階②	1,360円		

職員一同、利用される方々によりよいサービスを提供できるようにと  
努力いたしております。

お気付き、ご質問等ありましたらいつでも承ります。

お気軽にお申し出ください。

ご意見箱も用意しております。

○お問い合わせ

〒742-1193

山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

介護老人保健施設 はとがみね

担当：濱田 正文

TEL (0820-58-1111)

FAX (0820-58-1120)